

## 今般の規則改正案のポイント

### 見直しのポイント

1. 一種外務員・特別会員一種外務員資格試験の直接受験制度の創設（一種外務員・特別会員一種外務員資格試験の受験要件の見直し）

現行	見直しのポイント
<ul style="list-style-type: none"><li>● 二種外務員・特別会員二種外務員資格を有することを要件としている。</li><li>● 一般の者に開放する試験は、二種外務員資格試験のみ。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 二種外務員・特別会員二種外務員資格を有していなくとも、受験できることとする。</li><li>● 一般の者に開放する試験に、一種外務員資格試験を加える。</li></ul>

（「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）第 4 条、第 13 条）

2. 外務員等資格試験に不合格となった場合の受験待機期間・受験回数管理の見直し

現行	見直しのポイント
<ul style="list-style-type: none"><li>● 不合格回数に応じた期間<sup>1</sup>、同一種類の外務員等資格試験を受験できない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 受験回数にかかわらず 30 日とする。</li><li>● また、受験待機期間中はすべての資格試験の受験を禁止する。</li></ul>

（「試験規則」第 9 条）

3. 外務員資格更新研修の種類統合・事前更新研修の廃止

現行	見直しのポイント
<ul style="list-style-type: none"><li>● 会員・特別会員の別、特別会員にあっては外務員資格・登録金融機関金融商品仲介行為への従事・非従事の別等により、受講すべき外務員資格更新研修の種類（全 3 種類）を選択する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 外務員資格更新研修を、所属業態や従事業務を問わず外務員として最低限身に付けておくべき基本的な知識を確認する内容に限定し 1 種類に統合する。</li></ul>

<sup>1</sup> 1回目・2回目：30日間、3回目：180日間の繰り返し。

現行	見直しのポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定の条件に該当する者は、外務員登録日後 180 日以内に外務員資格更新研修を受講しなければならない。ただし、一般開放試験に合格した者のうち一定の条件に該当する者は、外務員登録前に外務員資格更新研修（事前更新研修）を受講しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事前更新研修を廃止し、外務員登録日後 180 日以内の外務員資格更新研修に統合する。</li> </ul>

（「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「登録規則」という。）第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 3、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則」（以下「登録細則」という。）第 10 条、第 11 条、「金融商品仲介業者に関する規則」（以下「仲介業規則」という。）第 18 条、第 18 条の 2）

#### 4. その他

- (1) 協会が使用人として採用しようとする者等に外務員等資格試験を受けさせる場合の受験制限等の緩和

現行	見直しのポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入社前 90 日以内に限り受験を認める等の受験制限等。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記受験制限期間を廃止する等、受験制限等を緩和する。</li> </ul>

（「試験規則」第 4 条、第 7 条、第 10 条、第 11 条）

- (2) 協会が本協会に提出する外務員登録申請書、外務員登録事項変更届出書、登録外務員の職務廃止届出書等の提出方法の見直し

現行	見直しのポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 書面による提出。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● システムによる提出<sup>2</sup>。</li> </ul>

（「登録規則」第 7 条、第 8 条、第 10 条、第 14 条、第 17 条、「登録細則」第 5 条、第 7 条、新第 6 条、新第 7 条、「試験規則」第 11 条、「仲介業規則」第 30 条、第 31 条）

#### ・ 施行時期

以下に掲げるものを除き、本協会が別に定める日から施行する<sup>3</sup>。

- (1) 文言整備に係る改正<sup>4</sup>については、改正の日から施行する。
- (2) 項番 4 (1)に係る改正は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

以 上

<sup>2</sup> 外務員数が極めて少ない協会の事情を考慮し、書面による弾力的な対応も可能とすることとした。

<sup>3</sup> 本協会は、平成 24 年 1 月を目途としてシステムリプレースを行うこととしている。このため、施行の日は、当該リプレースの稼働と平仄を合わせる。

<sup>4</sup> 「仲介業規則」第 10 条の 2 第 2 項第 5 号、同条第 4 項及び第 15 条第 2 項。